

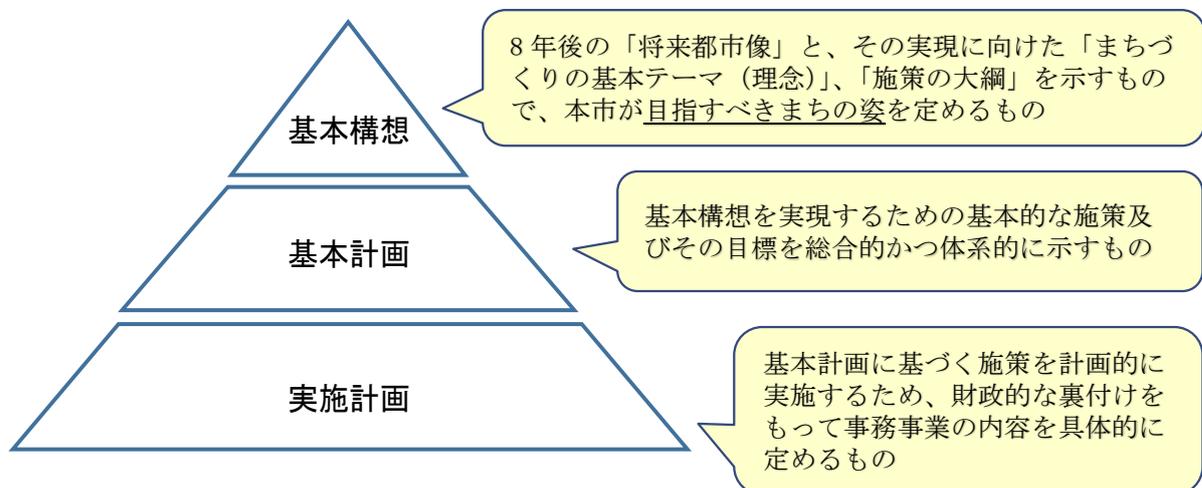
「桐生市第六次総合計画」について

平成 23 年の地方自治法改正により、総合計画基本構想の策定義務はなくなりましたが、本市では、平成 29 年 3 月に「桐生市総合計画条例」を制定し、総合的かつ計画的に市政の運営を図り、市におけるまちづくりの指針を示すため、市の最上位計画と位置づける総合計画を策定することを定めています。

「桐生市第六次総合計画」は、本条例に基づき令和 2 年度を初年度として策定したもので、計画の構成と期間は下記のとおりとなっています。

1 計画の構成

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層で構成しています。



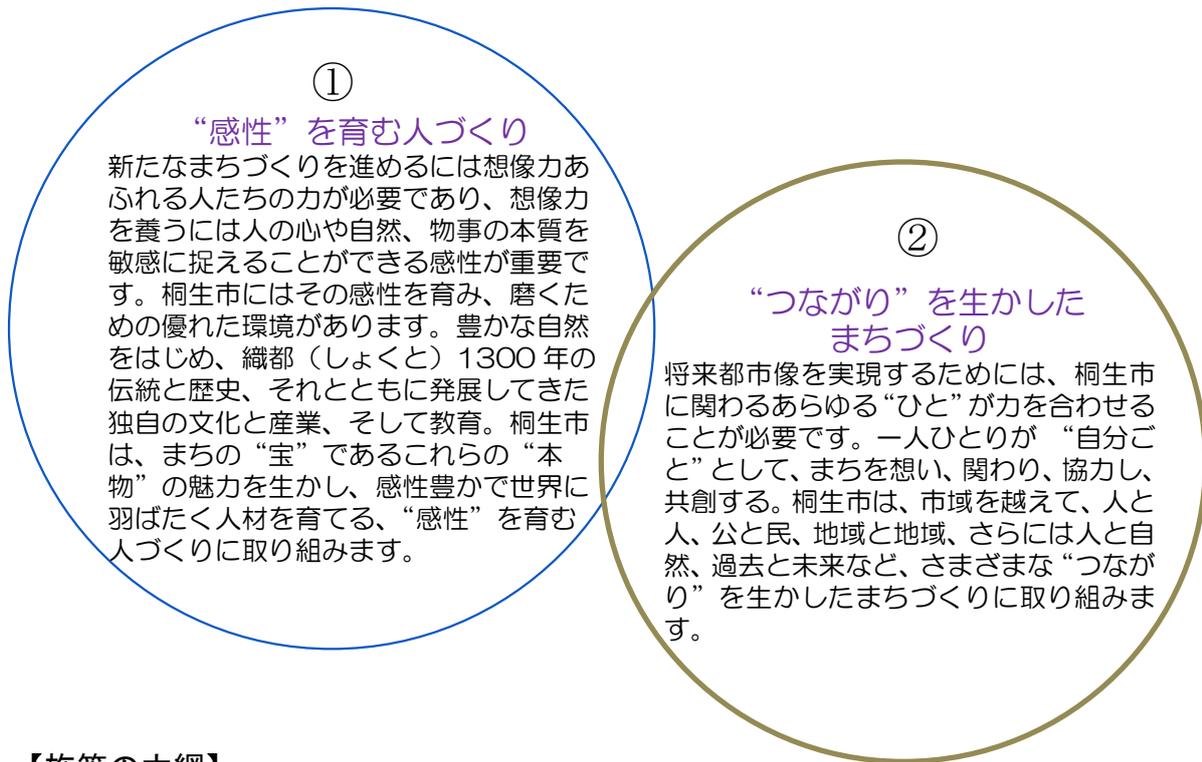
○ 基本構想

【将来都市像】・・・ 8年後の目指すべきまちの姿

感性育み 未来織りなす 粋なまち桐生

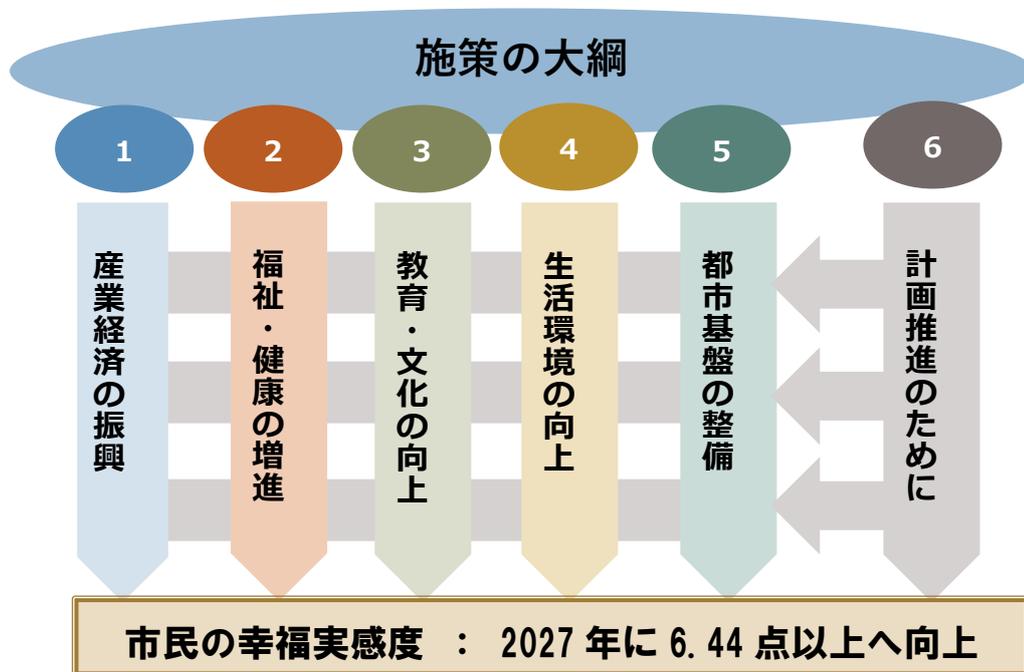
このまちには、長い歴史と伝統に培われた独自の文化や、潤いある豊かな自然環境など、さまざまな魅力があふれています。また、ここに暮らす人々には、まちの発展を支えてきた先人たちの心意気や誇りが脈々と受け継がれています。この恵まれた環境が住む人の感性を育み、感性がまちの魅力を高め、新たな未来を織りなしていく。そんな持続可能で、洗練された「粋なまち桐生」を目指します。

【まちづくりの基本テーマ（理念）】・・・ 将来都市像の実現に向けたまちづくりの基本的な考え方



【施策の大綱】

将来都市像の実現、人口の将来展望等の達成に向けて、本計画では次の6つの施策の方向性に基づいて、分野ごとの施策を展開していきます。また、こうした施策の展開により、市民の幸福実感度の向上を目指すとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成につなげます。



- 市民の幸福実感度とは、市民の皆さんが日々の生活の中でどの程度「幸せ」と感じているかの割合です。
- 市が2年に一度実施している『市民の声アンケート』における「現在、あなたはどの程度「幸せ」ですか。「とても幸せ」を10、「とても不幸」を0とすると、どのくらいになりますか。」という質問に対する回答全体の平均値を幸福実感度として捉え、2019年実施の第23回アンケートにおける回答全体の平均値6.44点を基準値として、計画最終年度である2027年に6.44点以上へ向上することを目指します。

SDGs（持続可能な開発目標）



●SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。

SDGsは、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指すものであり、総合計画で掲げる将来都市像を実現するための“持続可能なまちづくり”の目標としても捉えることができます。

そのため、本市では、総合計画の基本計画の各分野別施策とSDGsの17の目標との関連を示し、各施策の推進を図ることにより、SDGsの達成につなげていきます。

○ 基本計画

前期基本計画：令和2年度から令和5年度までの4年間

後期基本計画：令和6年度から令和9年度までの4年間

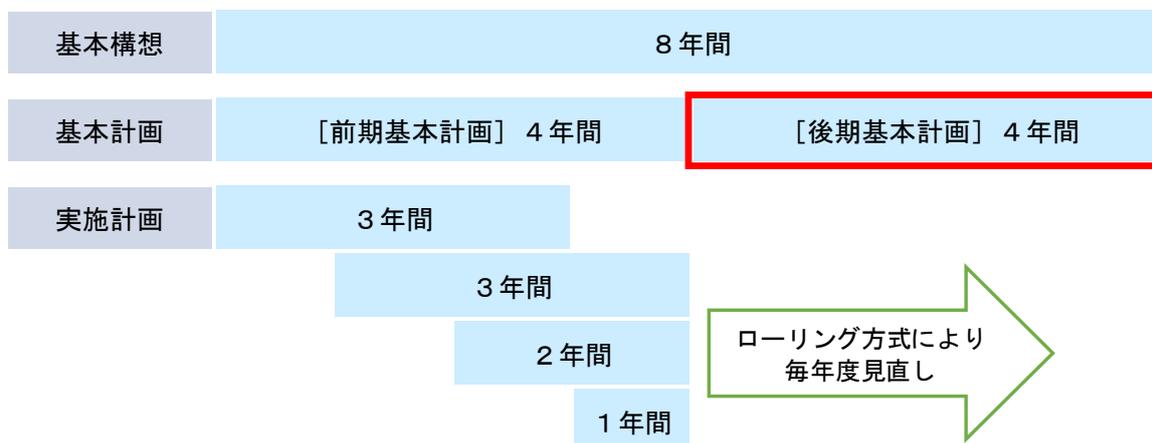
→この後期基本計画について、審議会において審議していただきます。

○ 実施計画

基本3か年（ローリング方式により毎年度見直し）

2 計画の期間

西暦（年度）	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
令和（年度）	2	3	4	5	6	7	8	9



3 後期基本計画の策定体制

(1) 庁内体制

総合計画策定委員会(部長級)を中心に、総合計画策定準備委員会(課長級)、各部・課、事務局が連携し、全庁を挙げて計画の策定に当たっています。

(2) 市民参画

総合計画審議会委員の公募、若者からの意見聴取、意見提出手続(パブリックコメント)の実施など、計画策定の各段階において市民参画の機会を設け、広く市民意見を聴取し、反映するよう努めます。

(3) 桐生市総合計画審議会

学識経験者や公共的団体等の代表者、公募委員などから構成される桐生市総合計画審議会を設置し、計画策定について市長の諮問に基づき、答申をいただきます。

(4) 桐生市総合戦略推進委員会

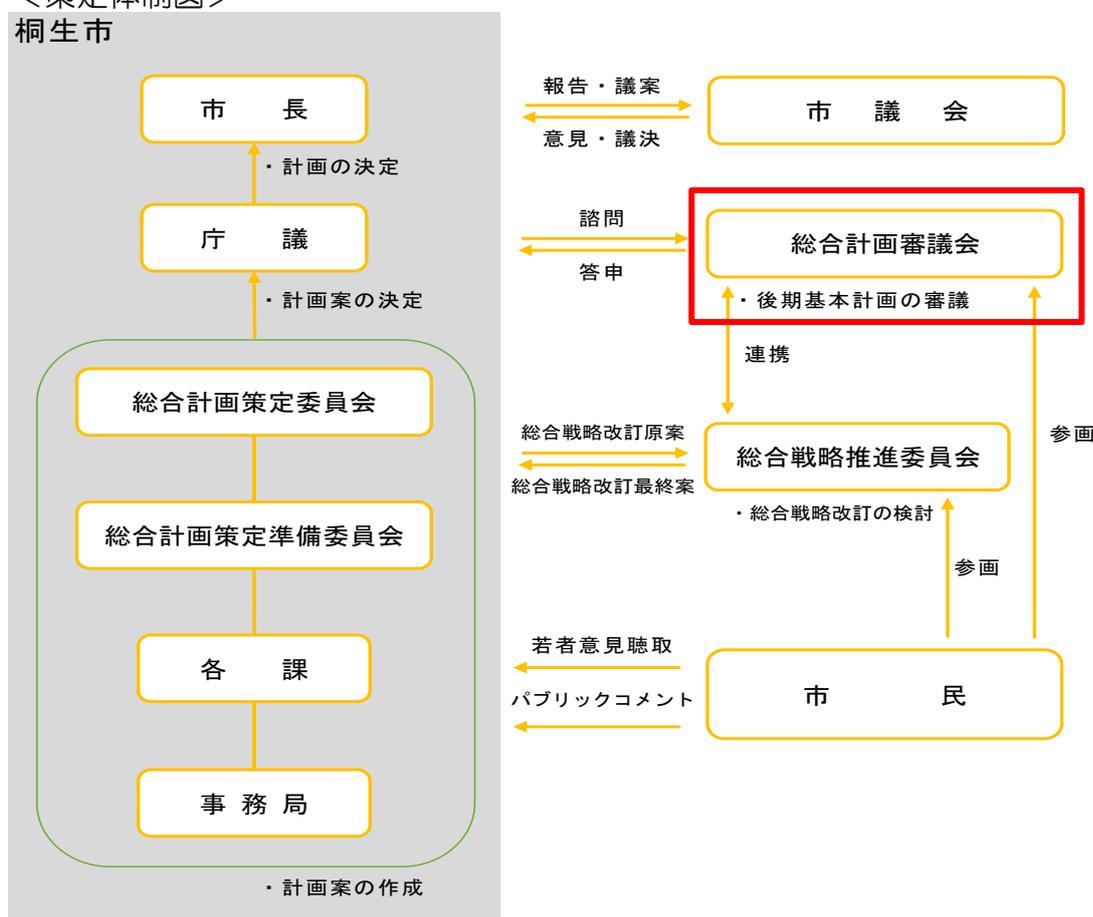
産業界、行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等の有識者から構成される桐生市総合戦略推進委員会において、重点施策(総合戦略)の改訂について検討及び協議を行っていただきます。

併せて地方版総合戦略の改定について、検討及び協議を行っていただきます。

(5) 市議会

総合計画の策定状況について、適宜、市議会へ報告を行うとともに、桐生市総合計画条例に基づき、議案として提出します。

<策定体制図>



4 後期基本計画の策定スケジュール

- (1) 基礎調査 4月下旬～5月
前期基本計画の検証及び後期基本計画立案のための調査
- (2) 若者意見聴取 5月～6月上旬
高校生との意見交換会、若者ワークショップの開催
- (3) 総合計画策定委員会・総合計画策定準備委員会（庁内の委員会）
6月～9月
- (4) 桐生市総合計画審議会 6月下旬～9月中旬
4回程度の開催を予定
- (5) 意見提出手続（パブリックコメント） 9月下旬～10月下旬
- (6) 市議会への議案提出 11月下旬

※総合計画審議会の今後の進め方は、別添の資料4をご覧ください。

参考：「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について

「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づき、国や群馬県の第2期総合戦略等を勘案しながら、桐生市人口ビジョンで掲げた“目標とする将来人口”の達成に向けて、4つの基本目標ごとに、人口減少克服・桐生ならではの地方創生に向けた施策をまとめた計画です。

4つの基本目標、計画期間、総合戦略の位置付けについては、以下のとおりです。

(1) 4つの基本目標

基本目標	内容
基本目標1	地域の資源を活用した魅力ある雇用を創出する
基本目標2	人口の市街流出に歯止めをかけ、移住・定住を促進するとともに、交流人口の拡大による地域の活性化を目指す
基本目標3	安心して結婚・妊娠・出産・子育てができるよう、若い世代の希望をかなえる
基本目標4	広域的な視点かつ将来を見据えた、地域の特徴に応じたまちづくり

(2) 計画期間

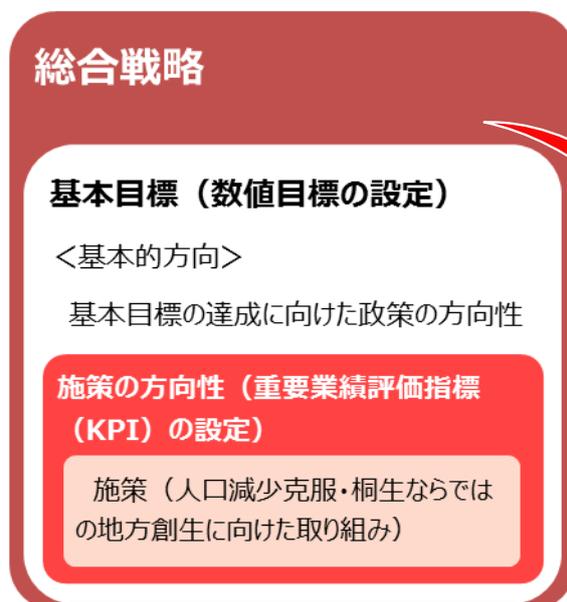
令和2年度～令和6年度

(3) 総合戦略の位置付け

「第2期桐生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、「桐生市第六次総合計画」前期基本計画における「重点施策（戦略）」として位置付け、両計画を一体的な計画として策定しています。

【総合戦略と総合計画の関係図】

【第2期 桐生市総合戦略の構成】



【桐生市第六次総合計画の構成】

